
賃 金 規 則

〇〇運送株式会社

年 月 日 制 定
年 月 日 届 出

- 3 通勤手当は、賃金計算期間中に欠勤もしくは休職となった場合、その期間の所定労働日数を基準として欠勤もしくは休職日数分を控除して支給する。

(賃金の計算期間および支払日)

第7条 賃金は、毎月末日に締切り、その翌月15日に支払う。ただし、支払日が金融機関の休日に当たるときは、その前日の金融機関の営業日とする。

- 2 賃金計算期間の途中で採用され、または退職した場合の賃金は、その賃金計算期間中の営業収入に応じて支払う。

(賃金の支払いと控除)

第8条 賃金は、運転手に対し、通貨で直接その全額を支払う。ただし、下記の額を賃金から控除する。

- ① 源泉所得税
- ② 住民税
- ③ 社会保険料の被保険者負担分
- ④ 雇用保険料の被保険者負担分
- ⑤ 従業員代表との書面による協定により賃金から控除することとしたもの

附 則

(実施期間)

平成 年 月 日から実施する。